

## カンムリウミスズメ

### 1 種名

和名 カンムリウミスズメ（鳥綱チドリ目ウミスズメ科）

学名 *Synthiboramphus wumizusume*

### 2 概要

日本沿岸の離島だけで繁殖する海鳥。繁殖地の北限は石川県七ツ島、南限は伊豆諸島鳥島である。岩の間や林床にわずかな枯れ草を敷いて営巣し、2卵を産む。同じ巣を繰り返し利用する。繁殖期間は3～5月。カラスなどによる捕食、人の活動による繁殖地への悪影響などにより減少している。

### 3 指定要件

県内における生息地面積が4平方km以下、生息地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、

イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。

ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。

を満たすものであること」に該当する。

### 4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）

条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合
- (2) 文化財保護法第125条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合

### 5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）

条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合
- (2) 文化財保護法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合

### 6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）

規則第23条第2号の「指定希少野生動物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。